

住民監査請求があった旨の監査委員からの通知（地方自治法第 242 条第 3 項）

番号	監査委員からの 通知日	件名 (請求日) (請求の趣旨)	関係部局
1	令和 5 年 4 月 17 日	<p>三重県教育委員会に関する住民監査請求 (令和 5 年 4 月 17 日)</p> <p>三重県高等学校体育連盟は、三重県教育委員会の委託により、全国・ブロック体育大会派遣費補助事業において、全国大会への出場生徒及び引率教職員等への旅費支給事務を行っており、その財源は県費が充てられている。</p> <p>令和 4 年 8 月に開催された全国大会に生徒を引率した教員 2 名について、旅行命令に従わなかったことに「公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情」があったとは言い難く、旅行命令に基づく旅行として認められない部分だけ交通費・宿泊費を受給しないという取り扱いは不適切である。受給した全額が県に返還される必要がある。</p> <p>また、旅行命令に反したものがあ るならば、旅行全体が職務命令に反した もの、すなわち勤務時間が私的な行為 を行うために費やされたと取り扱われ るべきであり、その間の給与分につい ても県に返還すべきである。</p>	教育委員会